

野洲市こども計画基礎調査について

本市では、野洲市こども計画（計画期間：令和9年度～令和11年度）の策定にあたり、今年度に子ども・保護者、若者を対象とした基礎調査を実施します。

<調査概要>

（ア）アンケート調査 ※別紙資料参照

① 調査対象

- ・市内在住の小学5年生、中学2年生、高校2年生世代とその保護者（全数）
- ・若者世代（20歳～39歳）（無作為抽出1,500名）

② 調査時期・方法

- ・令和7年10月15日（水）～11月7日（金）
- ・調査票を配布し、オンラインまたは郵送で回答
- ・20問程度/所要時間15分程度

③ 調査内容

- ・子どもの貧困、ヤングケアラー等の実態
- ・子どもの居場所、孤立感、ウェルビーイング等に関する意識など

（イ）グループインタビュー

① 調査対象

- ・生徒会役員の中学生（各校5～10名程度）

② 調査時期・方法

- ・令和7年12月～令和8年1月
- ・中学校（3校）ごとに日程調整を行い、最長1時間程度でヒアリングを実施

③ 調査内容

- ・上記アンケート結果をもとに、子どもの視点から本市の子育て施策に対する意見を聞き取ります。

（ウ）関係団体へのヒアリング

① 調査対象

- ・乳幼児健診来所の保護者、公立園（幼稚園・保育園・認定こども園）、少年センター、スクールソーシャルワーカー、ふれあい教育相談センター、発達支援センター、市民生活相談室、家庭児童相談室

② 調査時期・方法

- ・令和7年10月23日（木）～11月7日（金）
- ・ヒアリングシートにより回答

③ 調査内容

- ・子ども、若者に関する現状と課題の把握

野洲市こども計画策定に係る基礎調査について

1 基礎調査の趣旨

(1)現野洲市子ども・子育て支援事業計画について

これまで本市は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、こどもや子育て家庭を支援する施策を推進してきました。本市の子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する計画であるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく計画として策定しています。

また、平成28年度に定めた「野洲市乳幼児保育振興計画」も、本計画に包含しています。

(2)国の法・制度の動向

①「こども基本法」の施行

令和5年4月1日に、「こども基本法」が施行されました。日本国憲法及び子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、こども施策の総合的な推進を目的とした法律で、同日こども施策推進の司令塔としてこども家庭庁が設置されています。

年齢や発達の程度に応じた子どもの意見表明機会の確保や、子どもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、国及び地方公共団体は、こども施策を策定、実施、評価するに当たっては、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

②「こども大綱」の閣議決定

「こども基本法」に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。

(3)野洲市こども計画について

本市では、第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画の内容を継承しながら、「こども基本法」・「こども大綱」等の近年の法・制度の視点を盛り込み、新たな「野洲市こども計画」を策定することとします。

その基礎調査として、「こども基本法」の趣旨を踏まえ、子どもの日常生活の実態や悩み・困りごと、大人との関係性など、子どもの率直な思いを把握するアンケート調査やグループインタビュー、関係団体のヒアリングを実施します。

2 基礎調査の内容

(1)アンケート調査

①調査の目的

こども計画策定の基礎資料として、子どもの意識や生活実態を把握する。また、子どもの保護者に対しても、家族構成や経済状況に関する調査を行い、子どもの回答とマッチングすることにより、家族構成や経済状況が子どもの意識や学習に与える影響などを把握する。

②調査時期

令和7年10月15日(水)～11月7日(金)

③調査方法等

本市の小学5年生・中学2年生、高校2年生全員に対し、学校の協力のもとで子ども本人と保護者を対象にした調査票を1票ずつ配布。回収後に、親子両票の提出があったものについてはマッチングを行い、保護者と子どもの回答内容のクロス集計を行う。

高校2年生世代及び保護者、20歳以上の若者については、郵送により配布・回収を行う。

アンケート調査の全容

調査対象者	調査方法	配布対象	配布・回収の手法
小学5年生 及びその保護者	小学校経由で配布・回収 ※親子別の調査票を作成し、回収後にマッチングし集計・分析をする。	全数	配布:学校で配布 回収:郵送、WEB回答 ※小学生は学校で配布・回収
中学2年生 及びその保護者	中学校経由で配布・回収 ※親子別の調査票を作成し、回収後にマッチングし集計・分析をする。	全数	配布:学校で配布 回収:郵送、WEB回答 ※中学生は学校でWEB回答
高校2年生世代 及びその保護者	郵送調査 ※市内在住の高校2年生または同年齢の子どもすべてに対し、調査を実施。	全数	配布:郵送 回収:郵送、WEB回答
若者 (20歳以上)	郵送調査 ※20～39歳の若者から無作為抽出し、調査を実施。	1,500	配布:郵送 回収:郵送、WEB回答

(2)グループインタビュー

①調査の目的

こども計画策定に当たり、「こども基本法」の趣旨を踏まえ、複数の子どもが同席するグループインタビュー形式により、子どもの意見聴取を実施する。意見聴取の内容は、アンケート調査結果を踏まえ検討する。

②調査時期

12月～1月実施を想定。

③調査方法等

市内中学校(3校)の生徒会を対象として、こども課及び委託業者が各学校を訪問し、グループインタビューを実施する。インタビューの概要(趣旨・手法・聴取内容)は、事前に各学校に通知する。

アンケート調査で明らかになった課題をもとに聴取内容を構成するが、多少の雑談も許容するなど明るい雰囲気づくりに努め、生徒への負担感の少ないインタビューとする。

聴取内容については、要約して計画に記載することを想定しており、個別の意見の公開は行わない。

(3)関係団体等へのヒアリング

①調査の目的

日常的にこどもや保護者に接する関係団体等に対し、現在のこどもを取り巻く課題や必要な取組について、各団体の考えをうかがう調査を行う。

②調査時期

令和7年10月15日(水)～11月7日(金)

ただし、乳幼児健診に来た保護者に対しては、12月実施を予定。

③調査方法等

各団体に対し調査票を配布し、返送された内容を取りまとめる。

調査の対象

調査対象者	対象団体
就学前児童関連の団体等	・公立園(幼稚園、保育園、認定こども園) ・乳幼児健診に来た保護者
就学児童関連の団体等	少年センター、スクールソーシャルワーカー、ふれあい教育相談センター、発達支援センター、市民生活相談室、家庭児童相談室